

令和元年度小田原市立豊川小学校内装木質化改修基本設計・実施設計業務委託 特記仕様書

1 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、小田原市が発注する「令和元年度小田原市立豊川小学校内装木質化改修基本設計・実施設計業務委託（案）」（以下「本業務」という。）に適用する。また、特記仕様書に記載のない事項については「小田原市公共建築設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び市担当者の指示による。

2 業務の目的

児童、教師をはじめ、地域の方など施設利用者が木質化の効果を実感でき、安心して利用できるような木質化改修を実施し、明るく清潔で親しみの持てる学校生活を行うことができる環境の創出を目的とした設計を行う。

また、地域コミュニティ組織の活動拠点として、地域と学校が連携・協働できる機能的かつ効率的な空間利用を目的とした設計を行う。

3 対象施設概要

本業務の対象施設は、以下のとおりである。

- (1) 施設名称：小田原市豊川小学校
- (2) 所在地：神奈川県小田原市成田530-1
- (3) 構造：鉄筋コンクリート造
- (4) 延床面積：5,789㎡
- (5) 階層：地上4階
- (6) 施設用途：教育施設（平成21年国土交通省告示第15号別添二第七号第1類）

4 履行期間（設計期間）

契約日から令和2年3月31日までとする。

（現地調査、方針策定・概略平面図作成、概算金額算出、実施設計図作成、積算・設計書作成、完成図作成）

※各工程は想定であり、市担当者との調整期間を含む。

5 設計と条件

(1) 改修施工の条件

ア 改修施工費

施工費の合計を30,000千円（税込：建築、電気設備、機械設備込）以内とし、各項目の施工費の上限は、市担当者と協議し、決定するものとする。

イ 改修施工予定工期

契約工期は、契約日から9月（積算上の工期T=3ヶ月とする。ただし、施工内容によって

施工期間を変更する必要がある場合は、市担当者と協議の上、承諾を得て変更するものとする。)

現場着手は、原則令和2年7月21日(夏休み開始日)からとし令和2年8月末に完了可能な計画とする。

ウ 改修施工の発注区分

発注は、建築、電気設備、機械設備を一括して発注する。設計書(RIBC2による内訳書)及び設計図面を作成するものとする。

(2) 設計条件

ア 木質化対象箇所における設計

(ア) 平面計画に当たっては、木を活かした学校環境改善のモデル事業となるような木質化計画を行い、また学校施設整備の今日的課題に即した改修を取り入れ、市担当者及び施設管理者へ提案し、協議するものとする。

イ その他の与条件

(ア) 実施設計図書作成にあたっては、設計内容が施工者へ明確に伝わるよう図面構成及び表現方法を検討し、あらかじめ市担当者の承諾を受けるものとする。電気設備設計及び機械設備設計仕様は、市担当者と協議し、決定するものとする。

(イ) 電気設備及び機械設備設計仕様は、市担当者と協議し、決定するものとする。

(ウ) 施工期間中、児童、生徒及びその他施設利用者が安全に利用できるよう、動線等を考慮した施工計画を検討した上で必要な仮設計画を行うものとする。

6 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

一般業務の範囲は、改修実施設計に関する業務とする。

ア 改修工事実施設計の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 建築(総合(意匠))改修工事実施設計に関する標準業務

(イ) 建築(構造)改修工事実施設計に関する標準業務

(ウ) 電気設備改修工事実施設計に関する標準業務

(エ) 機械設備改修工事実施設計に関する標準業務

イ 対象となる業務範囲は、次のとおりとする。

(ア) 要求の確認

a 発注者の要求等の確認

b 設計条件の変更等の場合の協議

(イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

a 法令上の諸条件の調査

(ウ) 基本設計方針の策定

「小田原市公共建築物における木材利用推進計画」及び学校の意向調査を基に基本設計を行う。

a 総合検討

- b 基本設計のための基本事項の確定
- c 基本設計方針の策定及び発注者への説明
- (エ) 基本設計図書の作成
 - a 基本設計図書の作成
- (オ) 概算工事費の積算

基本設計における概算工事費の積算を行う。
- (カ) 実施設計方針の策定

「小田原市公共建築物における木材利用推進計画」及び基本設計を基に実施設計を行う。

 - a 総合検討
 - b 実施設計のための基本事項の確定
 - c 実施設計方針の策定及び発注者への説明
- (キ) 実施設計図書の作成
 - a 実施設計図書の作成
- (ク) 実施設計内容の発注者への説明等

(2) 追加業務

追加業務の内容及び範囲は、次のとおりとする。

ア 既存施設の現況詳細調査

(ア) 既存図面確認

既存意匠図、構造図等を確認し、改修施工実施の際に変更が生じないように現地と照合するものとする。

(イ) 現地調査

現地調査は、事前に市担当者及び施設管理者と協議の上、実施し、改修設計に必要な次に掲げる事項を適宜調査し、必要に応じて寸法等詳細に記録するものとする。

- a 仮設計画のための外周(電気・設備含む。)
- b 天井の高さ等仕上状況、内壁及び床の不陸、モルタルの浮き等仕上状況
- c 点検口の位置、目視可能な天井裏及び床下の状況、設備機器及び配管等の納まり状況
- d 改修部分に影響を及ぼす恐れのある部位の状況(施工か所周辺状況等)
- e 施工実施時に調整が必要と考えられる事項
- f その他必要と認められる事項

(ウ) 学校側との意向調査

木質化改修に関する意向調査を行い、可能な限り、設計に反映させるものとする。

(エ) ワークショップ実施に伴う木材関連業者及び学校や地域等との調整

小学校の児童を対象に、森林・林業・木材産業に関する普及啓発を目的としたワークショップを実施するにあたり、各関係者と調整の上、ワークショップを企画立案する。

(オ) 模型の作製

主要な改修箇所の模型を作製するものとする。

なお、縮尺は任意とし、白模型も可とする。

(カ) 木製部材の試作品の製作

実施設計書の内容を踏まえ、工期の短縮あるいは施工イメージを具体化することを目的とし、必要に応じて木製部材の試作品の製作を行うものとする。製作する木製部材の詳細については市担当者と協議のうえ決定する。

イ 積算業務

(ア) 建築(意匠+構造)積算業務(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成、設計内訳書の作成をいう。以下、同じ。)

(イ) 電気設備積算業務

(ウ) 機械設備積算業務

ウ 改修施工工程表の作成

7 業務の実施

(1) 適用基準等

適用基準等は次のとおりとし、これにより難しい場合は市担当者と協議を行うものとする。

なお、特記がないものは、国土交通大臣官房官庁営繕部監修のものとし、最新版を適用するものとする。その他業務に必要と思われる基準及び図書は、市担当者と協議し、承諾を得て使用するものとする。

ア 共通

(ア) 公共建築工事積算基準

(イ) 公共建築工事共通費積算基準

(ウ) 公共建築工事標準単価積算基準

(エ) みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック

(神奈川県平成 21 年 11 月)

(オ) 小学校施設整備指針(文部科学省大臣官房文教施設規格部)

イ 建築

(ア) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)

(イ) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)

(ウ) 建築設計基準及び同解説

(エ) 建築構造設計基準

(オ) 建築工事標準詳細図

ウ 建築積算

(ア) 公共建築数量積算基準

(イ) 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)

(ウ) 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)

エ 電気設備・機械設備

(ア) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(機械設備工事編)

(イ) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(機械設備工事編)

(ウ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（機械設備工事編）

(エ) 建築設備計画基準

(オ) 建築設備設計基準

オ 電気設備・機械設備積算

(ア) 公共建築設備数量積算基準

(イ) 公共建築工事内訳書標準書式・同解説（設備工事編）

(ウ) 公共建築工事見積書標準書式（設備工事編）

(2) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次の要件をすべて満たすものとする。

ア 資格要件

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 2 条第 2 項に定める一級建築士の資格を有すること。

イ 実務経験等

公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の実施設計の経験を有すること。

ウ 雇用関係

受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(3) 担当技術者の資格要件

意匠、構造、電気設備、機械設備ごとに担当技術者を設ける場合は、次の要件を満たすものとする。

ア 資格要件

(ア) 建築(意匠及び構造)担当技術者の資格要件は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 2 条第 2 項に定める一級建築士の資格を有すること。または、実務経験年数 5 年以上かつ、本業務と同様の設計実績のあるもの。

(イ) 電気設備及び機械設備担当技術者の要件は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 2 条第 2 項に定める一級建築士の資格を有していること。または、実務経験年数 5 年以上かつ、本業務と同様の設計実績のあるもの。

イ 雇用関係

直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。協力会社の作業スタッフを配する場合は、協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(4) 打合せ及び記録時期

ア 業務着手時

イ 現地調査前

ウ 実施設計図面完成時

エ 積算・設計書完成時

オ 成果品確認時

カ その他市担当者又は管理技術者が必要と認めた時

8 成果物及び提出部数等

必要成果物は、次のとおりとする。

(1) 基本設計図書

受注者は、次の内容をまとめ、A4判ファイル長手左綴じで遅滞なく市担当者へ提出し、同じものを控えとして保管するものとする。

原則、図面はA2判で作成し、A4判に折り込むものとする。ただし、設計内容に応じて市担当者と協議の上、追加、削除又は変更を認めるものとする。

ア 次に掲げるものを内容とする基本設計方針説明書の作成

- (ア) 建築（意匠）の計画概要
- (イ) 電気及び設備の計画概要
- (ウ) 仕様概要書及び木材利用に関する方針説明書（工事に必要な木材の利用量を含む）
- (エ) 設計概要
- (オ) 工事費概算書
- (カ) 工程計画の概要

イ 次に掲げるものを内容とする基本設計図書の作成

実施設計の基本となる配置図、平面図、断面図及び主要な箇所のパース

ウ その他基本設計に必要な書類

- (ア) 所管課及び施設管理者との打合せに必要な資料作成及び印刷
- (イ) 所管課及び施設管理者との打合せ記録

(2) 実施設計図書

受注者は、次の内容をまとめ、A4判ファイル長手左綴じで遅滞なく市担当者へ提出し、同じものを控えとして保管するものとする。

原則、図面はA2判で作成し、A4判に折り込むものとする。ただし、設計内容に応じて市担当者と協議の上、追加、削除又は変更を認めるものとする。

成果物		縮尺	各施設部数	適用	
建築 (意匠+構造)	一般業務	付近見取図、配置図、仮設計画面図、キープラン、施工区分表	NS	1部	
		仕様書	NS	1部	図面と対応する記号を付すこと。
		既存平面図・撤去図、既存展開図	1/50	1部	原則各室、各面とし、仕上げを明記する。(仕様書記号を付すこと。)
		床伏図・撤去図	1/50	1部	異なる部分は各々

		改修後平面図・改修後展開図	1/50	1部	原則各室、各面とし、仕上げを明記する。(仕様書記号を付すこと。)
		断面詳細図	1/5	1部	床、ライニング、袖壁・間仕切り壁、その他必要と認める部分。
		改修(補強)配筋図等	1/20～ 1/50	1部	床その他必要と認める部分 新設補強等を行う場合は、必要と認める図面を作成すること。
		構造検討書、構造計算書等		1部	必要に応じて
		施工費概要書		1部	必要に応じて
		各種計算書		1部	必要に応じて
		設計内容説明資料		1部	必要に応じて
		各種技術資料等		1部	必要に応じて
	追加 業	建築施工積算数量算出書		1部	数量調書、数量積算用図面を含む。
		単価作成資料		1部	
		見積書及び見積り検討資料		1部	刊行物、カタログは該当ページのpdf、コピーを用意すること。
		設計内訳書		1部	RIBC2使用のこと。
電 気	設 備	各設備平面図 (配線図、機器姿図等)		1部	改修箇所
		各設備平面図 (配管図、機器姿図等)		1部	改修箇所

(3) 施工監修用図面

ア 原則、A3版観音開き製本(見開きA2版)とする。ただし、設計内容に応じて市担当者との協議の上、変更できるものとする。

イ 原稿にて検査を受け、合格後、製本し、市担当者へ提出するものとする。

(4) 電子データ

ア 成果物及びその他提出物の各データは、CDデータとして市担当者へ提出するものとする。

イ 使用図面及び作成図面のCADデータは、AutoCAD2017及びJW CAD双方で編集可能なもの及びPDFデータを併せて提出するものとする。

ウ 文書データは、Microsoft Word又はMicrosoft Excelで編集可能なもの及びPDFデータを併せて提出するものとする。

エ 施工内訳書のデータは、施設ごと、施工種別ごとに分けRIBC2で編集し、RIBC2及びPDFデータを併せて提出するものとする。

オ 電子データについては、受注者による事前のウイルスチェックを行うものとする。

9 その他業務の履行に係る条件

(1) 成果物の取り扱い

提出された成果物及び CAD データ等については、当該施設に係る施工受注業者選定に使用するほか、当該施設に係る施工受注業者に貸与し、当該施工における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用するものとする。

(2) 資料の貸与

本業務に必要な図面及びその他関連資料として、受注者へ貸与可能なものは次のとおりとする。

ア 既存施設現況意匠図、構造図

イ 既存施設現況電気設備図、機械設備図

※上記設計図書は、新築又は増築当時の設計図のため、現況と異なる可能性があります。

(3) その他

受注者は、本業務に当たって疑義を生じた場合は、市担当者と協議するものとする。